

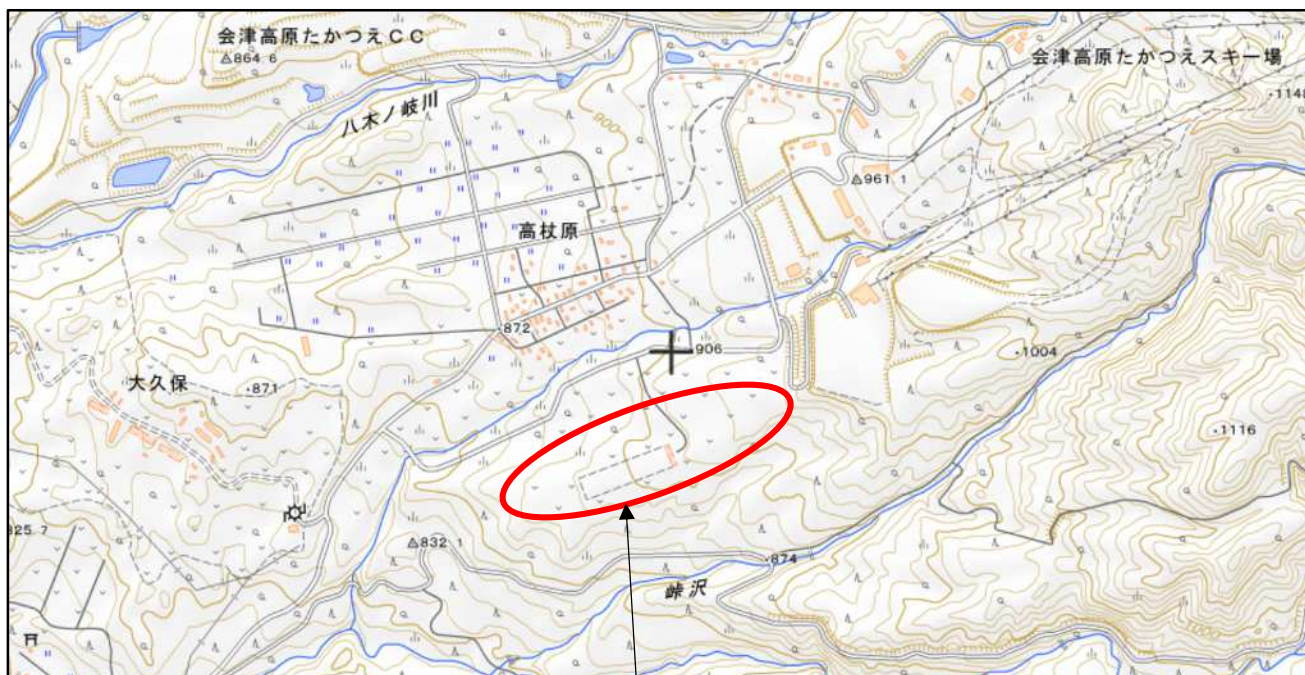
区有地（福島県南会津郡南会津町）の利活用に関するサウンディング調査実施要領

1 目的

墨田区では、福島県南会津郡南会津町に所在する区有地について、民間事業者等への土地の有償貸付け、売却等を通じて、民間事業者等による土地の利活用を図ることを検討しています。この検討に当たり、民間事業者等の皆さまから、活用等に関するアイデアを広く募集するため、サウンディング型市場調査（以下「調査」という。）を実施します。

2 サウンディング調査の対象となる区有地

土地	所 在	福島県南会津郡南会津町高杖原 7 4 5 番
	地 目	雑種地
	地 積	1 2 7 , 2 4 1 m ² （公簿）
現 況		そば畑用地として南会津町に貸付中（たかつえそば畑） 建物はありません。
交 通		・東北自動車道西那須野塩原 IC から車で約 8 0 分 ・会津鉄道・野岩鉄道 会津高原尾口駅からバス約 2 0 分さらに徒歩約 2 0 分 ・会津鉄道・野岩鉄道 会津高原尾瀬口駅から車で約 3 0 分
接面道路の状況		北側中央部が幅員約 5 m の町道に接面 東端が幅員約 1 1 m の町道に接面 平成 7 年の取得時点の情報です。
公法上の規制		都市計画区域外 南会津町景観条例等
経 緯		平成 7 年 3 月 土地取得 同年 4 月～ ゴルフ練習場として貸付け 平成 1 6 年 4 月～ そば畑用地として貸付け これまで墨田区において、太陽光発電施設の設置等による利活用について検討をしたことがありますが、積雪地帯であることなどを理由に断念しています。



国土地理院地図

対象地（囲っている範囲はおおよその位置）



南会津町ホームページ掲載のアクセス図

対象地（囲っている範囲はおおよその位置）

3 スケジュール

No.	内容	日程
1	実施要領の公表	令和7年 9月17日(水)
2	質問の受付	令和7年 9月17日(水)～ 10月14日(火)
3	質問への回答	令和7年10月22日(水)頃
4	参加申込・日程調整	令和7年 9月17日(水)～ 令和8年 3月 6日(金)
5	調査(対話)の実施	令和7年10月 1日(水)～ 令和8年 3月31日(火)
6	調査結果の公表	令和8年4月中を予定

現地案内会は実施しません。

4 調査項目(提案、意見等をいただきたい事項)

土地の利活用の可能性

土地の具体的な利活用方法(事業内容等)

地域(南会津町)への貢献策(雇用創出、観光資源、賑わい形成等)

土地の利用権限(購入、賃貸借等)

土地の利活用に当たっての課題

上記項目を全て網羅する必要はありません。また、詳細な活用方法、事業収支計画等は求めていますので、大枠の構想・アイデアの提案をお待ちしております。

提案に関する参考資料を提供可能な場合は、対話当日にご提供ください。

5 質問の受付及び回答

質問受付期間

令和7年9月17日(水)～同年10月14日(火)

提出先

本要領8(P5)のとおり

提出方法

質問票(様式1)に質問内容を入力し、電子データを提出先に電子メールで提出してください。

回答方法

質問に対する回答は、質問者名を匿名とした上で、令和7年10月22日(水)頃に、区ホームページにて公表します。

6 調査(対話)の実施

日時及び場所

令和7年10月1日(水)～令和8年3月31日(火)

墨田区役所内会議室

詳細な日時及び場所については、申込受付後、個別に調整の上、ご連絡します。

申込期間

令和7年9月17日(水)～令和8年3月6日(金)

申込先

本要領9(P5)のとおり

申込方法

エントリーシート(様式2)に必要事項を入力し、電子データを申込先にメールで提出してください。

対象者

提案事業の実施主体となる意向を有し、遂行する能力を有する法人又はそのグループ

対話の内容

エントリーシートの内容をもとに意見交換をさせていただきます。

7 留意事項

調査の位置付け

調査結果は、今後の検討の参考とさせていただきます。

調査参加の取扱い

仮に、将来本件土地に係る公募等を実施する場合においても、本調査への参加実績が有利に働くことはありません。

調査に要する費用

調査への参加に当たって要した費用については、参加者の負担とさせていただきます。

追加調査への協力をお願い

調査終了後の、必要に応じて追加のヒアリング等を実施する場合があります。その際にはご協力をお願いします。

結果の公表について

調査内容については、概要を区ホームページで公表します。なお、公表内容は、事前に参加者へ確認を行います。

参加者の名称は公表しません。

参加の条件

以下のいずれかに該当する法人は参加できません。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者

イ 会社更生法(平成14年法律第154号)及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生・再生手続き中の法人

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は墨田区契約における暴力団等排除措置要綱(平成23年5月16日23墨総契第135号)による入札参加除外措置を受けている法人

エ 墨田区競争入札参加有資格者指名停止取扱要綱(平成18年9月20日18墨総契第38

7号)に基づく指名停止期間中にある法人
オ 区税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している法人

8 問合せ先

墨田区ファシリティマネジメント担当財産管理課 田村
〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号
電話 03-5608-1455
Eメール zaisankanri@city.sumida.lg.jp